

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

担当部署及び担当者	電話番号
当事業所ご利用者相談・苦情相談担当 氏名 岩城 澄恵	03-3449-9669
港区保健福祉支援部高齢者支援課介護予防推進係	03-3578-2930
東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部相談指導課	03-6238-0177

1 4 指定管理者の概要

法人名 社会福祉法人 奉優会
代表者 理事長 香取 寛
所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号
真井ビル5階

定款の目的に定めた主な事業

- (1) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 経費老人ホームの経営
- (3) 老人短期入所事業の経営
- (4) 老人デイサービスセンターの経営
- (5) 老人居宅介護等事業の経営
- (6) 老人福祉センターの経営
- (7) 認知症対応型老人共同生活援助事業経営
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (9) 生活困難者に対する相談支援事業の経営

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 港区 (1300300207)
名 称 港区立指定介護予防支援事業所 白金の森
(港区立地域包括支援センター白金の森)
所在地 港区白金台五丁目20番5号
説明者 担当職員_____

私は、契約書及び本書面により、指定管理者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (続柄_____)

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）は、利用者の心身の状況に応じた適切な介護予防サービス（以下「ケアプラン」といいます。）の作成又はケアマネジメントを行い、作成されたケアプラン等に沿った指定介護予防サービス又はサービス・活動事業の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 相談窓口等

港区立地域包括支援センター白金の森
電話番号 03-3449-9669 FAX 03-3449-9668
開設時間 月曜から土曜日 午前9時～午後7時30分
日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時00分

担当者名 _____

3 港区立指定介護予防支援事業所 白金の森

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	港区立指定介護予防支援事業所 白金の森 (港区立地域包括支援センター白金の森)
所在地	港区白金台五丁目20番5号
電話番号	03-3449-9669
FAX 番号	03-3449-9668
介護保険指定番号	介護予防支援事業所 1300300207
サービスを提供する地域	港区
営業時間	月曜～土曜 午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時00分

(2) 同事業所の職員体制（地域包括支援センター兼務） (令和8年4月1日現在)

管理者 1名
主任介護支援専門員 2名以上
保健師（又は看護師） 3名以上
社会福祉士 3名以上

4 介護予防支援等の流れと主な内容

①重要事項説明書及び契約書の説明	介護予防支援等に係る重要事項、契約内容及び個人情報の使用に関する同意内容の説明を行い、利用者やその家族の同意のもとに契約を締結します。
②状態の把握（アセスメント）	要介護認定調査の結果、主治医意見書及び利用者基本情報などをもとに担当職員が利用者の居宅を訪問し、面接を行い、生活機能低下の背景や原因、課題を分析します。
③ケアプラン原案等の作成	アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要か検討し、利用者及び家族とともにケアプラン原案等を作成します。
④サービス担当者会議の開催	関係する介護予防サービス事業者等の担当者を集め、ケアプラン原案等について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑤ケアプラン等の交付	検討したケアプラン等の内容について確認、了承いただいた上で

	ケアプラン等をお渡しします。
⑥介護予防サービスの提供	ケアプラン等に位置付けられたサービスが各介護予防サービス事業者等から提供されます。（別途、各介護予防サービス事業者等との契約が必要です。）
⑦状況の確認（モニタリング）	介護予防支援の類型により異なります。
⑧再アセスメント・介護予防サービス計画の再作成	心身状況の変化等、必要に応じて、再度ケアプラン等の作成を行います。

5 介護予防支援の類型

類型	内容
指定介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合に適用します。※モニタリング：毎月、当該サービスの利用状況を把握し、３か月に１回及びサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときには、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接をします。 ☐ 私は、テレビ電話装置等を活用した状況把握の方法について、利点・欠点の説明を受けた上で、テレビ電話装置等を利用したモニタリングを希望します。※希望は任意です。実施する場合はサービス担当者会議等で検討します。
原則型 ケアマネジメント	サービス・活動事業のうち、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護に相当するサービス等を利用する場合に適用します。※モニタリング及びモニタリング方法：指定介護予防支援と同等となります。
簡略型 ケアマネジメント	サービス・活動事業のうち、短期集中予防サービスを利用する場合に適用します。※モニタリングは必要に応じて、電話等により行います。サービス担当者会議は必要時のみの開催とします。
初回型 ケアマネジメント	サービス・活動事業のうち、住民主体型のサービスを利用する場合に適用します。

6 利用料金

（１）利用料

＜基本料金＞

区分	事業対象者	金額
①指定介護予防支援費	指定介護予防給付サービスの利用者	5,038 円
②原則型ケアマネジメント費	訪問介護サービス・生活援助サービス・通所介護サービスの利用者	5,038 円
③簡略型ケアマネジメント費	みんなと元気塾の利用者	2,622 円
④初回型ケアマネジメント費	相互支援サービス・みんなの倶楽部の利用者	1,710 円

＜加算＞

区分	内容	金額
初回加算 ※上表①②③の区分のみ算定	はじめて介護予防サービス計画を作成する場合に加算	3,420 円
委託連携加算 ※上表①②の区分のみ算定	利用者１人につき委託する初回に限り加算	3,420 円
令和８年度介護職員等 処遇改善加算	令和８年度介護報酬改定の要件に基づき加算	加算率 2.1％

※ケアプランの作成料金は全額が保険給付となり、利用者の自己負担はありません。

（２）解約料

利用者は文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7 サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

利用者がお住まいの相談区域の地域包括支援センターへお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

ア 利用者は、指定管理者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

イ 指定管理者は、利用者又はその家族が指定管理者や担当者に対して、この契約を継続し難いほど信頼を損なう行為を行いその状況の改善が見込めないなど、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１か月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することがあります。

（３）次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ア 利用者の要介護認定区分が、要介護１から要介護５のいずれかに認定された場合

イ 利用者が死亡もしくは港区の被保険者の資格を喪失した場合

8 当事業所の介護予防支援の特徴

（１）運営の方針

利用者の個性や価値観を尊重し、利用者一人ひとりのニーズと状況を十分把握し、質の高いサービスを提供するよう努めます。利用者が住み慣れた地域や家庭において、できる限り自立した生活を維持できるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減に努めます。

（２）介護予防支援等の実施

ケアプラン作成等の手法においては、利用者の生活機能の維持・改善を図る観点から、現在の状況や具体的な目標を明らかにします。なお、利用者がサービスを提供する担当者の変更を希望された場合は、速やかに後任の担当者へと引き継ぎます。

9 高齢者虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（１）研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

（２）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

（３）従事者が支援にあたって悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（４）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 岩城 澄恵

10 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画を策定し、研修や訓練を実施します。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所では、定期的な委員会の開催、平常時の対策及び発生時の対応を想定した感染症対策の整備を行い、感染症の予防及びまん延防止についての取り組みを強化しています。

12 ハラスメントの防止について

事業所は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約の解除を検討することもあります。